

「寒川町パートナーシップ宣誓制度」(案)

1 制度の趣旨

本町では、町総合計画2040において「多様な主体によるまちづくりの推進」をめざしています。

一人ひとりの町民がお互いの人権を尊重し、性的マイノリティをはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない社会の実現をめざしパートナーシップ宣誓制度を創設します。

この制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありません。

2 定義

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、対等な立場で必要な費用を分担し、相互に責任をもって協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した二者の関係をいいます。

(2) 宣誓 性的マイノリティや事実婚など、同性・異性を問わず、パートナーシップのある二者が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいいます。

3 宣誓者の要件

宣誓をすることができる者は、次の要件に全て該当するものとします。

(1) 民法に規定する成年に達していること。

(2) 双方が町内に住所を有していること。又は一方が町内に住所を有し、他方が3か月以内に町内への転入を予定していること。(この場合、宣誓をした日から3か月以内に町内に転入したことを証明する書類(住民票の写し等)を提出すること。)

(3) 配偶者がいないこと及び宣誓しようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。

(4) 民法に規定する婚姻のできない続柄(近親者など)でないこと。

ただし、パートナーシップのある二人が養子縁組をしている場合は、養子縁組を解消した後に宣誓することができます。

4 宣誓の方法及び必要書類

宣誓をしようとする者は、町職員の面前において、パートナーシップ宣誓書に自ら記入し、必要書類を添えて町長に提出します。

＜必要書類＞

（１）住民票の写し等現住所を確認できる書類（宣誓日前３か月以内に発行されたものに限る。）

（２）戸籍抄本等婚姻をしていないことが確認できる書類（宣誓日前３か月以内に発行されたものに限る。）

（３）本人確認ができる書類（マイナンバーカード、旅券、運転免許証等）

※（１）及び（２）は提出、（３）は提示

※町内への転入予定で宣誓をした者は、町内へ転入したことを証明する（１）を後日提出

５ 通称名の使用

宣誓をしようとする者は、性別違和等で町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。

６ 町が交付する書類

（１）パートナーシップ宣誓書受領証

（２）パートナーシップ宣誓書受領証カード（希望者のみ）

※原則、即日交付します。ただし、書類の不備等があれば後日交付します。

７ 再交付

受領証等の交付を受けた宣誓者は、次に掲げる事項を理由とする場合、受領証等の再交付を申請することができます。

（１）受領証等を紛失したとき

（２）受領証等をき損、又は汚損したとき

（３）氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項に変更があったとき

８ 受領証の返還

宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受領証等を町長に返還するものとします。

（１）双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき

（２）一方又は双方が町外に転出したとき（一時的な場合を除く。）

（３）宣誓が無効となったとき

（４）その他宣誓者の要件に該当しなくなったとき

9 無効となる宣誓

- (1) 宣誓者の要件に反し、又は宣誓書の内容に虚偽があった、もしくは当事者間にパートナーシップを形成する意思がないときは、宣誓は無効とします。
- (2) 町長は、必要があると認めるときは、返還又は前項により無効とした受領証の交付番号（受領証ごとに付与された番号をいう。）を公表することができるものとします。

10 その他

- (1) 宣誓、受領証等の発行による手数料はかかりません。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担となります。
- (2) 町長は、この制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、町民や事業者への周知啓発に努めます。
- (3) 利用者の負担軽減のため、近隣自治体との連携、受領証等の相互利用についても検討しています。

※用語説明

・性的マイノリティ

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことをいいます。

「セクシュアルマイノリティ」「性的少数者」ともいいます。